第二十二条の七第六項から第九項までの規定中「第三十九条の七第五十八項」を「第三十九条の七第五十七項」に改め、同条第十項第二号中「分割承継法人等」を「分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十二項第二号中「分割承継法人等（」を「分割承継法人又は被現物出資法人（」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十三項第二号中「同項第三号に規定する分割承継法人等」を「被現物出資法人」に改め、同項第三号中「適格分割型分割又は同項第三号に規定する適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同項第四号中「同項第三号に定める特別勘定の金額若しくは」を削り、同条第十五項中「第三十九条の七第五十六項」を「同条第五十七項」に、「同条第五十六項」を「同条第五十五項」に改め、同項第一号中「及び第三号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「第六十五条の八第四項第三号又は第六十八条の七十九第五項第三号の適格分社型分割等」を「第六十五条の八第四項第二号又は第六十八条の七十九第五項第二号の適格分割又は適格現物出資」に、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第六十五条の八第四項第三号又は第六十八条の七十九第五項第三号の適格分社型分割等」を「第六十五条の八第四項第二号又は第六十八条の七十九第五項第二号の適格分割又は適格現物出資」に、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に、「又は現物出資法人」を「又は事後設立法人」に改め、同号を同項第三号とし、同条第十六項中「第三十九条の七第五十七項」を「第三十九条の七第五十六項」に、「前項第一号及び第二号」を「前項第一号から第三号まで」を「第三号に定める特別勘定の金額若しくは」を削り、同条第十五項中「第三十九条の七第五十六項」を「同条第五十五項」に、「同条第五十六項」を「同条第五十四項」に改め、同項第二号中「分割承継法人等（」を「分割承継法人又は被現物出資法人（」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十三項第二号中「同項第三号に規定する分割承継法人等」を「被現物出資法人」に改め、同項第三号中「適格分割又は同項第三号に規定する適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第四号中「同項第三号に定める特別勘定の金額若しくは」を削り、同条第十四項中「第六十五条の八第四項第二号又は第六十八条の七十九第五項第二号の適格分割又は適格現物出資」に、「当該適格分割又は適格現物出資」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同号を同項第三号とし、同条第十五項中「第六十五条の八第四項第三号又は第六十八条の七十九第五項第三号の適格分社型分割等」を「第六十五条の八第四項第二号又は第六十八条の七十九第五項第二号の適格分割又は適格現物出資」に、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に、「又は現物出資法人」を「又は事後設立法人」に改め、同号を同項第三号とし、同条第十六項中「第三十九条の七第五十七項」を「第三十九条の七第五十六項」に、「前項第一号から第三号まで」を「前項第一号及び第二号」に改める。

第二十二条の八第二項第二号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第二十二条の九第二項第二号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第六項第二号中「分割承継法人等（」を「分割承継法人又は被現物出資法人（」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第七項第二号中「同項第三号に規定する分割承継法人等」を「被現物出資法人」に改め、同項第三号中「適格分割型分割又は同項第三号に規定する適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同項第四号中「同項第三号に定める特別勘定の金額若しくは」を削り、同条第八項第二号中「分割承継法人等」を「分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第二十二条の九の二第三項第二号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第七項中「適格分社型分割等の日」を「適格分割又は適格現物出資の日」に改め、同項第二号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第八項中「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人（」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同項第三号中「同項第三号に規定する分割承継法人等」を「被現物出資法人」に改め、同項第三号中「適格分割型分割又は同項第三号に規定する適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同項第四号中「同項第三号に定める特別勘定の金額若しくは」を削り、同条第九項第二号中「分割承継法人等」を「分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に改める。

第二十二条の九の三を削る。

第二十二条の九の四第三項第二号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条を第二十二条の九の三とする。

第二十二条の九の五第二項第二号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条を第二十二条の九の四とする。

第二十二条の十の見出しを「（国外関連者との取引に係る課税の特例）」に改め、同条中「第六十六条の四第十五項に」を「第六十六条の四第十四項に」に改め、同条第一号中「第六十六条の四第十五項」を「第六十六条の四第十四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「第六十六条の四第十五項」を「第六十六条の四第十四項」に改め、同条第五号中「（同条第一項に規定する独立企業間価格をいう。次号において同じ。）」を削り、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改め、同条第六号中「第六十六条の四第十五項」を「第六十六条の四第十四項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引（以下この項において「国外関連取引」という。）の内容を記載した書類として次に掲げる書類

イ　当該国外関連取引に係る資産の明細及び役務の内容を記載した書類

ロ　当該国外関連取引において法第六十六条の四第六項の法人及び当該法人に係る国外関連者（同条第一項に規定する国外関連者をいう。以下この項において同じ。）が果たす機能並びに当該国外関連取引において当該法人及び当該国外関連者が負担するリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変動その他の要因による当該国外関連取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。）に係る事項を記載した書類

ハ　法第六十六条の四第六項の法人又は当該法人に係る国外関連者が当該国外関連取引において使用した無形固定資産その他の無形資産の内容を記載した書類

ニ　当該国外関連取引に係る契約書又は契約の内容を記載した書類

ホ　法第六十六条の四第六項の法人が、当該国外関連取引において当該法人に係る国外関連者から支払を受ける対価の額又は当該国外関連者に支払う対価の額の設定の方法及び当該設定に係る交渉の内容を記載した書類

ヘ　法第六十六条の四第六項の法人及び当該法人に係る国外関連者の当該国外関連取引に係る損益の明細を記載した書類

ト　当該国外関連取引に係る資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引について行われた市場に関する分析その他当該市場に関する事項を記載した書類

チ　法第六十六条の四第六項の法人及び当該法人に係る国外関連者の事業の方針を記載した書類

リ　当該国外関連取引と密接に関連する他の取引の有無及びその内容を記載した書類

二　法第六十六条の四第六項の法人が国外関連取引に係る独立企業間価格（同条第一項に規定する独立企業間価格をいう。以下この条において同じ。）を算定するための書類として次に掲げる書類

イ　当該法人が選定した法第六十六条の四第二項に規定する算定の方法及びその選定の理由を記載した書類その他当該法人が独立企業間価格を算定するに当たり作成した書類（ロからホまでに掲げる書類を除く。）

ロ　当該法人が採用した当該国外関連取引に係る比較対象取引（法第六十六条の四第二項第一号イに規定する特殊の関係にない売手と買手が国外関連取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該国外関連取引と同様の状況の下で売買した取引、施行令第三十九条の十二第六項に規定する比較対象取引、同条第七項に規定する比較対象取引、同条第八項第二号に規定する比較対象取引及び同項第三号に規定する比較対象取引をいう。以下この号において同じ。）（法第六十六条の四第二項第一号ニに掲げる準ずる方法に係る比較対象取引に相当する取引、施行令第三十九条の十二第八項第四号に掲げる準ずる方法に係る比較対象取引に相当する取引及び法第六十六条の四第二項第二号に掲げる同等の方法に係る比較対象取引に相当する取引を含む。以下この号において「比較対象取引等」という。）の選定に係る事項及び当該比較対象取引等の明細を記載した書類